

# 第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

県民文化部 子ども若者局  
子ども・家庭課

## 1 計画策定の趣旨

- 令和2年3月に策定した「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が令和6年度末をもって終了
- これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、市町村を支援し令和7年度からの「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大および確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を図るため、第三期計画を策定

## 2 計画の概要

(1) 計画の位置付け	子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定するものです。また、「長野県子ども・若者支援総合計画」（本年度一部改正）の一部を構成するとともに、「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」（本年度策定中）、「長野県障がい者プラン2024」などの県の関連諸計画との整合を図ります。
(2) 計画期間	<u>令和7年度～令和11年度（5か年）</u>

## 3 第三期計画の検討状況等

- R6.1 長野県社会福祉審議会へ諮問
- R6.8 子育て支援専門分科会（第1回）：第二期計画の点検・評価
- R7.1 子育て支援専門分科会（第2回）：計画策定に向けた論点整理
- R7.2 子育て支援専門分科会（第3回）：計画原案を審議予定
- R7.3 長野県社会福祉審議会から答申・計画策定予定

## 4 第三期計画の概要

### (1) 基本理念

- ・子どもが生まれた時から持っている育つ力を発揮して、能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく、心身ともに健やかでたくましく成長することができるようにする。
- ・保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じるようにする。

### (2) 基本目標 第三期計画の理念

- ・「みんなで支える子育て安心県」の構築（第二期計画から継続）

### (3) 主な記載内容

- ・教育・保育の量の見込み（需要）及び確保方策（利用定員）
- ・人口減少が著しい地域における保育機能の確保や待機児童など個別施策の方向性
- ・従事者の確保と資質向上
- ・児童虐待防止対策及び社会的養育の充実・強化、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等、関係分野との連携